

別表第1(第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費		事業成果が確認 できる資料	補助率及び 補助金額
補助対象者が販路 開拓・拡大のため に行う事業で、市 内産業の振興や活 性化に資するもの を対象とする。 (1) 販路開拓事業 (2) 販路拡大事業 (3) 市長が商業等 の振興及び活性 化を図る上で効 果があると認め る事業	広報費	雑誌・新聞掲載、ラジオ・ 交通・屋外・電車広告等	領収書及び写真 録音等・媒体等	補助対象経 費合計額の 2分の1以 内で、100千 円を上限と する。
	運搬費	事業遂行に必要な経費	領収書及び写真	
	展示会等参加費 ※広く一般公開 されているもの	プラットフォーム利用料 (参加費) ※団体、グループの場合は 共同出展を認める。 ※オンライン出展は不可	領収書及びチラシ・ パンフレット等の実 施が分かるもの	
	企業紹介動画 作成費	委託により自社の製品及 び技術等の紹介動画作成 する経費	領収書及び URL 等	
	増設費	空き店舗を活用する経費	領収書及び写真	
	ホームページ 作成・改修費	委託によりホームページ の作成又はリニューアル する経費	領収書及び URL 等	
	ECサイト 構築費	委託によりインターネット販売等 のサイトを作成する費用	領収書及び URL 等	
	製作費	委託により商品パッケージ・ パンフレットを作製する経費	領収書及び作製 物	
	ライセンス費	クリエイター・キャラクターの使用許可 時にかかる経費	契約書又は許可 書	
その他の経費	市長が必要と認める経費	市長が求める書 類等		

- 備考 1 補助対象経費(消費税は除く)は、市内産業の振興及び活性化に資するものとし、かつ事業遂行に必要な経費とする。(明確な説明及び経費区分ができないものは不可)
- 2 団体、グループでの出展においては、その人数に関わらず1事業者として扱う。
- 3 事業成果が確認できる資料欄の契約書、許可書、作製物、その他の提出書類は写しを可とする。ただし、その内容が分かるものを提出すること。
- 4 間接費用は対象外とする。
- 5 その他経費への配分は、事前に事業で使用したことが確認できる資料を提出いただき、市長との協議のうえ対象の可否を判断します。そのため、承認が得られない場合は対象外となります。